

津幡町公立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

津幡町教育委員会教育長 吉 田 克 也

津幡町教育委員会規則第11号

津幡町公立学校管理規則の一部を改正する規則

津幡町公立学校管理規則（昭和43年津幡町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第38条の見出し中「部分休業」の次に「の承認の請求等」を加え、同条第1項を次のように改める。

部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更等の手続については、職員の育児休業等に関する規則（平成4年津幡町規則第3号）第17条の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の津幡町公立学校管理規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。